

相続人代表者選任届の添付資料について

遺産分割協議書がある場合

以下の①～②をすべてご用意ください。

①遺産分割協議書（原本）（市で複写後、原本は返却）

ただし、当該土地の記載がある または協議書の中に「その他の財産」等の記載があり、
そのかたが相続されることが市で判別できるものに限り。

下記の付属資料に不足または変更がある場合、別途内容が分かるものを用意してください。

- ☐ 相続人の戸籍謄本および印鑑登録証明書
- ☐ 相続関係説明図

②相続人代表者選任届

当該土地部分の相続人（清算金を処理する人）のみ署名捺印（実印）してください。

遺産分割協議書がない場合

以下の①～⑤をすべてご用意ください。

①相続人代表者選任届（同封のもの）

法定相続人全員で話し合い、裏面の「配分表」に清算金の配分を記入してください。
記載された配分に応じて、相続人ごとに清算金を徴収・交付します。

②被相続人の出生から死亡までの戸籍（原本）※1 取得先：市役所市民課、各支所

③相続関係説明図 作成例を参考にしてください。手書き可。

④法定相続人全員の戸籍謄本（原本）

⑤法定相続人全員の印鑑登録証明書（原本）

取得先：

市役所市民課、各支所、コンビニなど ※2

※1 現在の戸籍のほか、改正原戸籍など。戸籍担当窓口で、「被相続人の出生から死亡までの戸籍」の旨を伝えていただくとスムーズです。本籍地を移転していたり、結婚で籍が変わっている場合等は、その分必要です。（郵送請求もできますので、詳細は各自治体までお問い合わせください。）

※2 マイナンバーカードをお持ちの場合、コンビニからでも戸籍や印鑑証明が取得できます。入間市の場合、市外在住のかたは初回利用登録が必要です。なお、改正原戸籍などは窓口申請です。詳細は市民課まで。

連絡先 入間市役所 区画整理課 管理担当 ☎ 04-2964-1111（内線 3341, 3344）